

東京女子医科大学学会内規

昭和 60 年制定 平成 15 年改訂

第 1 条 会 員

1. 名誉会員
本学名誉教授および本会に対して特別な功労のある者で評議員の推薦を受け、会長の承認を得た者とし、会費納入を免除する。会員と同等の資格を有するが、本会の役員には就任できない。
2. 学生会員
本学学生は学生会員となり、会費納入を免除する。申し出のあった者のみに機関誌を配布する。
3. 特別会員
東京女子医科大学後援会特別会員のうち、本会への入会を希望した者とする。

第 2 条 入会および退会

1. 入会
 - 1) 所定の入会申込書を学会室へ提出する。
 - 2) 年会費は前納制とし、郵便振替または銀行振込で納入する。賞与対象者については、入会後の会費は下半期の賞与から自動引き落としとする。
2. 退会・休会
 - 1) 退会・休会は、その旨を書面で学会室まで申し出る。
 - 2) 休会は海外留学の場合に限り認める。期間は 3 年を限度として、その間の会費を免除する。
 - 3) 12 月末までに次年会費未納で退会届けのない場合は会員とみなし機関誌を配布し、会費を請求する。
2 年滞納した場合は自然退会とする。自然退会者が再入会する場合は未納分会費を納入する。

第 3 条 集 会

1. 総会
 - 1) 年 1 回、9 月に行う。
 - 2) 総会では庶務、会計、監査報告を行い、評議員会から提出された事項を審議し、承認を得る。
 - 3) 吉岡博人記念総合医学研究奨励金授与式と受賞グループの研究発表を行う。他に学術講演等を行う。
2. 例会
 - 1) 年 2 回、5 月、2 月に行う。
 - 2) 5 月は吉岡弥生記念講演会と称し、原則として吉岡弥生学頭の命日に当たる 5 月 22 日に開催し、吉岡弥生研究奨励金授与式と前年度受賞者の研究発表、吉岡弥生記念講演を行う。吉岡弥生記念講演については第 3 項に定める。
 - 3) 2 月は山川寿子研究奨励金および佐竹高子研究奨励金授与式と前年度受賞者の研究発表、一般演題、その他 の発表を行う。
3. 吉岡弥生記念講演会
 - 1) 吉岡弥生学頭の建学の精神を称え、後世に継承するために行う。
 - 2) 講師は医学関係に限らず、広く文化、芸術、学術全般にわたって活躍している、原則として女性講師を招聘する。

第 4 条 評議員会・幹事会

1. 評議員会
年 1 回以上の評議員会では、庶務・会計・監査報告、会則の変更、新評議員の推薦等の学会運営に関する重要な事項を審議する。
2. 幹事会
 - 1) 集会担当幹事若干名、編集担当幹事若干名、業績担当幹事若干名、庶務担当幹事 2 名、会計担当幹事 1 名、監事 2 名。
 - 2) 集会・編集・業績担当幹事の各々に幹事長、副幹事長を置く。幹事長は各幹事会を主催し、月 1 回幹事会を開き必要事項を討議する。副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長が職務遂行に支障のある時はこれを代行する。
 - 3) 集会担当幹事の職務
会則第 7 条に則り、総会、例会、評議員会等の運営に関する一切の業務を担当する。
 - 4) 編集担当幹事の職務
会則第 9 条に則り、機関誌の編集方針および投稿規定を定め、投稿論文の査読、採否の検討等の業務を担当する。
 - 5) 業績担当幹事の職務
会則第 9 条に則り、本内規第 6 条の研究業績編集に関する一切の業務を担当する。

第5条 機関誌発行

1. 機関誌を原則として毎月1回発行する。
2. 機関誌は依頼により年2回まで臨時に増刊することができる。但し、退職記念特集を優先し、費用は依頼者の全額負担とする。

第6条 研究業績編集

1. 各部署から選出された担当者は自部署における当該年度内の研究業績を規定の様式に則り収集し、業績担当幹事長に提出する。
2. 業績担当幹事会はこれらをまとめ『東京女子医科大学研究業績集』として編集する。

第7条 分科会

1. 分科会は、本会に所定の認定依頼状を提出し、会長の承認を必要とする。
2. 分科会は、広く学内各分野に共通した特定の課題を中心に、定期的に学術講演、研究発表を行う。
3. 抄録を機関誌に掲載することができる。

第8条 附 則

1. この内規は集会担当幹事会の議決により会長の承認を得て変更することができる。
2. この内規は、平成15年10月1日より施行する。